

令和5年7月15日からの大雨による被害状況等について（第1報）

今般の大雨による当局管内の国有林における被害状況\*について、現時点では以下の通りとなっておりますのでお知らせします。

|        | 林地荒廃等 |           | 林道施設等 |           |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|
|        | 箇所数   | 被害額（千円）   | 箇所数   | 被害額（千円）   |
| 青森県    | 0     | 0         | 23    | 31,650    |
| 岩手県    | 1     | 30,000    | 27    | 144,800   |
| 宮城県    | 0     | 0         | 0     | 0         |
| 秋田県    | 23    | 1,166,000 | 562   | 1,718,900 |
| 山形県    | 0     | 0         | 1     | 20,000    |
| 管内国有林計 | 24    | 1,196,000 | 613   | 1,915,350 |

\* 各県の災害対策本部等が公表する被害状況には含まれない外数になります。

また、被災した林業・木材産業の事業者への金融面での支援策が林野庁及び（独）農林漁業信用基金のホームページに掲載されましたので併せてお知らせします（別紙1及び別紙2）。

なお、被害状況の調査はまだ続いているところであり、今後も調査の進展に伴い被害額等は増加する見込みです。



お問い合わせ先

林野庁 東北森林管理局

総務企画部 企画調整課（総括）

担当者：田島、竹下

電話：018-836-2270（直通）

計画保全部 治山課（林地荒廃等）

担当者：玉館

電話：018-836-2250（直通）

森林整備部 森林整備課（林道施設等）

担当者：平浪

電話：018-836-2161（直通）

林野庁

# 林野庁

|         |      |        |           |        |
|---------|------|--------|-----------|--------|
| 林野庁について | お知らせ | 政策について | 申請・お問い合わせ | 国有林野情報 |
|---------|------|--------|-----------|--------|

[ホーム](#) > [林業金融・税制制度](#) > 災害等に対する金融上の措置について

## 災害等に対する金融上の措置について

担当：林野庁企画課

更新日：令和5年8月2日

### 令和5年梅雨前線豪雨等による災害に対する支援措置について

令和5年梅雨前線豪雨等による災害については、激甚災害（本激）指定の見込みが内閣府から公表されたところです。このため、農林漁業信用基金の債務保証に係る保証料を最大5年間免除する措置を講ずる予定です。  
[保証料免除のご案内](#)（PDF：634KB）

また、激甚災害指定の有無にかかわらず、

日本政策金融公庫の災害関係資金を活用できます。

災害等の影響を受けた地域における被災林業者の皆様に対し適切な金融上の措置を講ずるよう、農林水産省から各機関に要請通知を発出しています（詳細：[経営局ページ](#) 参照）。

### 災害等相談窓口

融資に関するご相談：[\(株\)日本政策金融公庫の災害等相談窓口](#)

保証に関するご相談：[\(独\)農林漁業信用基金の債務保証に係る災害等相談窓口](#)

### 災害によって被害を受けた林業者が利用可能な主な公庫資金

農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、林業基盤整備資金については、[林業施設整備等利子助成事業](#)（PDF:104KB）により**最長10年間の実質無利子化**が可能です。

### 経営の安定を図るのに必要な運転資金

---

[農林漁業セーフティネット資金](#)

[農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）](#)

### 機械や施設の復旧に必要な資金

---

[農林漁業施設資金](#)

[林業基盤整備資金（造林－樹苗養成施設）](#)

[林業基盤整備資金（林道）](#)

### 被害を受けた森林の造林に必要な資金

---

[林業基盤整備資金（造林）](#)

## 農林漁業信用基金による債務保証（災害からの復旧支援）

林業者・木材産業者の皆様が金融機関から資金を借り入れる際、その資金の融通を円滑にするため、農林漁業信用基金による債務保証制度があります。

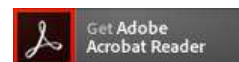
激甚災害等により影響を受けられた方に対する債務保証の保証料を**最大で5年間免除**します。

### お問合せ先

林政部企画課

ダイヤルイン：03-3502-8037

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

# 林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

関係機関各位

独立行政法人農林漁業信用基金  
林業信用保証管理部災害に対する林業信用保証における措置について  
(令和 5 年梅雨前線豪雨等による災害)

平素より、農林漁業信用基金の林業信用保証につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の災害により被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当該災害に関し、内閣府から激甚災害（本激）指定の見込みが公表されたことから、林野庁において、令和 5 年 8 月 2 日付けで、林業者・木材産業者の皆様への支援措置として、当該災害を「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象とする見込みであることが公表されましたので、お知らせいたします。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/saigai.html>

なお、今後、林野庁から正式に当該災害を「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象とする旨の通知があった場合には、改めて御連絡いたします。

林業者・木材産業者の皆様から、被災による資金繰り、施設復旧、取引先の被災による売上減少等に係る御相談があった際には、必要に応じてこの情報を御活用いただけますと幸いです。

## ○「林業・木材産業災害復旧対策保証」の概要

保証限度額：8,000 万円

保証期間：運転資金 5 年以内（長期 7 年以内）、設備資金 15 年以内  
（返済据置期間は 2 年以内）

保証料：最大で 5 年間保証料免除

保証対象者：林業・木材産業を営む方で「令和 5 年梅雨前線豪雨等による災害」により直接的・間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けられた方

※ 詳しくは、基金ホームページを御参照ください。

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/jigyousyokei.html>

## 【お問い合わせ先】

独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部

電話：03-3434-7825

E-mail：saigai\_ringyo@jaffic.go.jp

〒105-6228 東京都港区愛宕 2-5-1

愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階